

令和5年4月19日判決言渡し 同日原本交付 裁判所書記官

令和4年(ワ)第14号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和5年3月20日

判 決

5 広島県庄原市三日市町309

原 告 高 野 邦 夫

東京都千代田区霞が関1-1-1

被 告 国

同代表者法務大臣 齋 藤 健

10 同 指 定 代 理 人 青 山 耕 治

同 中 嶋 昌 浩

同 荒 谷 諭

同 南 和 之

同 吉 賀 あ ゆ み

15 同 山 下 峻

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実

20 第1 請求

被告は、原告に対し、10万円及びこれに対する令和3年9月16日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

第2 当事者の主張

1 請求原因

- 25 (1) 広島地方検察庁三次支部の検察官は、原告から提出された告訴状につき、空欄となっていた日付を、恣意的に実際の日付よりも遅らせて記入した。被

告は、原告が被告に対して提起した損害賠償請求訴訟（広島地方裁判所三次支部平成30年(ワ)第19号〔以下「別件訴訟」という。〕）において、上記告訴状を証拠として提出し、裁判官を欺き、勝訴判決を得た。

5 (2) 原告は、(1)の検察官らの行為によって、告訴手続に要した費用の損害を受けるとともに、精神的苦痛を受け、その精神的苦痛に対する慰謝料は1000万円を下らない。

(3) よって、原告は、被告に対し、民法715条1項に基づき、告訴手続に要した費用の一部として1円及び慰謝料の一部として9万9999円の合計10万円並びにこれに対する不法行為後の日である令和3年9月16日から支
10 払済みまで年3分の割合による遅延損害金の支払を求める。

2 請求原因に対する認否

請求原因(1)及び(2)はいずれも否認する。

理 由

第1 請求原因について

15 原告は、検察官が原告作成の告訴状に虚偽の日付を記入し、別件訴訟において被告がその告訴状を裁判所に提出したことが原告に対する不法行為を構成する旨を主張し、被告に対し、民法715条1項に基づき、損害賠償を請求しているところ、原告が主張する不法行為は公権力の行使に当たる公務員の行為であるから、民法715条1項は適用されない。

20 したがって、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求は失当である。

第2 結論

よって、原告の請求は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

裁判官

加藤 弾

これは正本である。

令和5年4月19日

広島地方裁判所三次支部

裁判所書記官 山本 哲也

